

生 生 第 835 号
令和 8 年 2 月 3 日

沖縄県知事登録貸金業者（法人） 殿

沖縄県生活福祉部長
(公印省略)

「事業報告書」の提出について
(令和 8 (2026) 年 1 月末現在登録業者)

みだしのことについて、貸金業法第 24 条の 6 の 9 の規定により、下記のとおり提出願います。

下記書類を提出しない場合、同法第 24 条の 6 の 4 第 1 項の規定により、当該貸金業者に対し登録を取り消し、または 1 年以内の期間を定めて、その業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがあります。また、同法第 48 条第 1 項第 8 の 3 号の規定により、1 年以下の懲役若しくは 300 万円以下の罰金に処せられることがあります。

記

1 提出期限 毎事業年度経過後 3 か月以内（期限厳守）

2 提出すべき書類及び部数

- | | | |
|----------|---------------|-----|
| (1) 報告書 | 「事業報告書」（別紙様式） | 2 部 |
| (2) 添付書類 | 「賃借対照表」等 | 2 部 |
| | 「損益計算書」等 | 2 部 |
| | 「株主資本等変動計算書」等 | 2 部 |

※事業報告書については、別添「記載上の注意」を参照し、作成してください。

※可能な場合は、用紙の消費抑制の観点から両面印刷で出力のうえ提出願います。

3 提出先

日本貸金業協会沖縄県支部 TEL 098-866-0555

[〒900-0021 那覇市泉崎 1-10-16 沖縄バス本社ビル 207 号室]

※非協会員についても、上記へご提出お願い致します。

4 問い合わせ先

(1) 提出について

協会員・非協会員→日本貸金業協会沖縄県支部 TEL 098-866-0555

(2) 報告書、添付書類の記載方法等について

協会員 →日本貸金業協会沖縄県支部 TEL 098-866-0555

非協会員 →沖縄県生活福祉部

生活安全安心課 貸金業担当 TEL 098-866-2187

5 注意事項

- (1) 各表について、該当がない場合でも「該当なし」又は「-」と記載し、提出して下さい。
- (2) 各表の残高の単位（百万円）未満の端数は、特に注記がない限り切り捨てて記載する（例えば、単位が百万円で、残高が345万円の場合は「3」、20万円の場合は「0」と記載する。）。
- (3) その他、別添「記載上の注意」及び各報告書様式中の「記載上の注意」を読んで下さい。